

気づいて！つないで！見守ろう！



～消費者被害防止のために～ 令和3年度VOL.2



新潟県では、高齢者等の消費者被害を防止するため「**消費者安全確保地域協議会**」の設置を進めています。
(高齢者等消費者被害防止見守りネットワーク)



7月29日(木)に、本県で初めて「市町村交流会」を開催しました！

協議会設置促進と活動の活性化を図るため、協議会の設置事例や具体的な取組内容について市町村間で情報交換していただく機会として、オンライン形式で開催しました。

新発田市の事例紹介

➤設置の背景

高齢者の消費者被害の増加に加えて、近年、子ども達のゲーム課金などのネットトラブルに関する相談も増加するなど、**消費者被害の内容が複雑化し消費生活センターだけでは解決が難しい問題が生じてきていることから、関係機関等の連携強化・情報共有により消費者問題の未然防止や被害の拡大防止の取組が急務**となっていました。

➤設置手続

令和2年度の初めにスケジュールを立てて、計画的に業務を進めました。

4～5月 他市町村事例を調査、課題の整理

6～7月 消費者行政部局内にて方針案作成

8月 庁内関係課長打合せ会議の開催

(協議会の概要やスケジュールについて説明)

9～10月 **各構成員に個別訪問し協議会の説明**

11月 庁議にて方針決定、構成団体に構成員就任依頼

R3.1月 新発田市消費者被害防止ネットワーク協議会 設置

7～12月

要綱、事務取扱マニュアルの作成

➤見守りの方法

見守りは、**各構成員の負担にならない**よう、本来活動にプラスして、少し見守りを強化してもらい、何かあった場合は**確実に消費生活センターにつなぐ**ようお願いしています。



質問 構成員となってもらうにあたり、調整に難航するのではないかと懸念しています。交渉するのは大変ではなかったですか？

回答(新発田市さん)

構成員になっていただきたい団体等に説明の訪問をしていると、「**こういうネットワークを待っていました！**」といったような声も聞かれました。特に自治会連合会はかねてより地域包括支援センターとのつながりはありましたが、消費生活部門とのつながりがなく「**相談を受けてもどこにつなげばいいか分からなかった**ので、**ようやくつながりができてありがたい**」といったような声もあり、全構成員とも好意的に受け止めてくれました。



佐渡市の事例紹介

➤設置の背景

佐渡市では協議会設置前(平成27年度)から、高齢福祉課が中心となり消費生活センター等の関係機関が連携して横断的な高齢者等の見守りを行う「佐渡市見守り事業関係団体連絡会議」が発足しており、平成28年11月から、当該会議に消費者安全法に基づく「消費者安全確保地域協議会」を兼ねて設置することとしました。

➤福祉部局との調整

高齢福祉課との話し合いにおいては、従来からの「高齢者の健康や生命についての見守り」に「**消費者被害や金銭トラブルによる精神的苦痛がもたらす健康被害や生命の危機**」をプラスして考えることを共通認識としてもつことができました。

➤設置にあたって配慮したこと

佐渡市の協議会は**民間事業者の構成員が多いのが特徴**ですが、「堅苦しい」というイメージを抱かれることのないよう**要綱は作成せず「おだやかな見守り」をお願い**することとしました。その結果、細かな決まり事がないため**民間事業者の皆さんも活動しやすいようで、活発に取り組んでいただいています。**

質問 庁内構成員として「子ども若者相談センター」が含まれているのはどんな理由ですか。

回答(佐渡市さん)

子ども若者相談センターには児童虐待等に関する相談が寄せられますが、相談センターとして子どもを助けることができても、家庭環境の改善について支援が必要なケースも多いため、**子どもをきっかけに見つかった家庭の問題をみんなでサポートしましょう、という観点で構成員になってもらっています。**



意見交換

○協議会設立後、どのような取組をしていますか？

- ・**定期会議を開催**し、各構成員の活動報告や意見交換を実施しています。
- ・県が発行する「新潟くらしの安全かわら版 きーつけなせや」や、市町村で「消費生活トラブル情報」を発行し、**構成員間で情報共有**しています。
- ・地域包括支援センター等の構成員に講師を派遣して**見守り講座を開催**しています。

○協議会を設置して良かったことはどんなことですか？

- ・“法に基づく協議会”ということで、**構成員においても消費者被害解決への意識が向上**しました。
- ・関係機関とのつながりができたため、情報共有しやすくなるなど**“つなぎ体制”が確立**され、より**実効性のある見守り**をできるようになりました。

他の市町村の具体的な取組は、今後の参考としていただけた部分があったと思います。また、未設置市町村の皆さんにとって、協議会設置に向けた不安を少しでも払拭いただけたとすれば幸いです。県では今後も引き続き消費者被害の防止に向け、各市町村の事情に応じた支援を行っていきます。

発行 新潟県 県民生活・環境部 県民生活課(〒950-8570新潟市中央区新光町4番地1)
電話 025-280-5464 FAX 025-283-5879 E-mail ngt030110@pref.niigata.lg.jp
※ この情報紙は新潟県内市町村及び関係団体に向けて発行しています。